

## 墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用取扱要綱

令和5年3月23日  
4 墨福障第2776号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別表に掲げる墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター（以下「キャラクター」という。）等のデザインを墨田区（以下「区」という。）以外の者が使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用の範囲)

第2条 キャラクターは、その使用目的が販売目的か否かにかかわらず、当該使用目的が心のバリアフリー普及啓発に寄与するもの、又はキャラクター若しくは区のPRに寄与するものと区長が認めるとき、使用することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を許諾しないものとする。

- (1) 区又はキャラクターのイメージを傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 特定の個人又は団体のキャラクターとして誤認されるおそれのあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれのあるとき。
- (4) 政治活動、宗教活動等に利用されるおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (6) この要綱又は別に定める墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用取扱要領（以下「要領」という。）に反するおそれのあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるとき。

### (使用することができない者)

第3条 区長は、キャラクターを使用しようとする者が前条第1項に規定する要件を満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該キャラクターの使用を許諾しないものとする。

- (1) 墨田区暴力団排除条例（平成24年墨田区条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員である者又は同条第3号に規定する暴力団関係者である者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 区の信用又は品位を害すると認められる者

### (使用の申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用許諾申請書（以下「使用許諾申請書」という。）（第1号様式）を区長に提出し、使用の許諾を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の使用許諾申請書の提出を省略することができる。ただし、区長はあらかじめキャラクターを使用しようとする者に対し、使用の態様及び第10条に規定する事項の遵守を確認するものとする。

- (1) 区及び区の行政機関が使用するとき。
- (2) 区が共催名義の使用を承認している事業で使用するとき。
- (3) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (4) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (5) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (6) その他区長が適当と認めるとき。

#### （使用の許諾）

第5条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の許諾をするときは、墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用許諾通知書（第2号様式）により、使用の許諾をしないときは、墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用不許諾通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により使用の許諾をするときは、条件を付することができるものとする。

#### （許諾内容の変更の申請）

第6条 前条第1項の規定による使用の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）が、許諾された内容の変更を希望する場合、墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用許諾内容変更承認申請書（第4号様式）により、区長に申請をしなければならない。

#### （許諾内容の変更の承認）

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認をしたときは、墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用許諾内容変更承認通知書（第5号様式）により、変更の承認をしないときは、墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用許諾内容変更不承認通知書（第6号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

#### （使用許諾料）

第8条 キャラクターの使用料は、徴収しないものとする。

#### （使用の許諾の期間）

第9条 第5条第1項の規定による使用の許諾（以下「使用許諾」という。）の期間は、当

該使用許諾をした日から当該使用許諾をした日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、区長が相当と認めるときは、この限りでない。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に関して、キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用すること。
- (2) 使用に当たって、キャラクターの色、形等に従い、同一性を損なわないようにすること。
- (3) 使用対象物が、区が製造し、又は販売する物品であると誤認されるおそれがないように必要な配慮を行うこと。
- (4) その他別に定める墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用マニュアルに従って使用すること。

(使用許諾の取消し)

第11条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許諾を取り消すことができるものとする。この場合において、使用者は、承認取消の日からキャラクターを使用することはできないものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許諾を受けたとき。
- (2) この要綱又は要領に反するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた使用者に、直ちにキャラクターの使用を中止させ、キャラクターを使用して製作した物品等の回収を行わせるものとする。この場合において、第三者の損害又は回収費用について、区は一切の責任を負わないものとする。

(報告)

第12条 使用者は、使用許諾の期間の満了後、速やかに墨田区心のバリアフリー普及啓発キャラクター使用報告書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、許諾によって生ずるキャラクターの使用許諾の権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は承継してはならない。

(使用の非独占性等)

第14条 この要綱による使用許諾は、使用者が自己の商標、意匠とする等、独占してキャラクターを使用する権利を付与するものではなく、かつ、商品、使用者等について区の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第15条 区は、この要綱による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(管理責任)

第16条 使用者は自己の責任により物品等の管理するものとする。

2 区は、前項の管理について、一切の責任を負わないものとする。

(損失補償等の責任)

第17条 区は、キャラクターの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、区に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を区に賠償するものとする。

(事務)

第18条 この要綱の実施に関する事務は、福祉保健部障害者福祉課において行う。


(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年3月23日から適用する。

別表

キャラクター名称	キャラクター
すみダック	
すみピヨ (レッド)	
すみピヨ (ブルー)	
すみピヨ (イエロー)	
すみピヨ (グリーン)	
すみピヨ (ホワイト)	